

## 苦情処理結果（令和3年1月1日～令和3年3月31日）

### （苦情内容）

Aさんから、同室者Bさんに対して、居室のテレビの使い方について相談がある。Bさんがテレビに布を被せて、あからさまな嫌がらせをするので気分が悪くどうにかして欲しいと訴えがある。

### （苦情解決の方法）

テレビは居室に一台設置可能としており、Bさんの物を設置している。Bさんにも経緯を確認する。関係が悪くなってからAさんの態度が日によって違い、物に当たったり、暴言を吐いたりする事もあると話す。Bさんは、テレビを自由に見ていいと言っていたが、Aさんがあまりに威圧的な態度をとる為、我慢していたけどやり返したとの話があった。お互いの言い分はあるが事の発端は、申出人であるAさんの言動が原因であると思われた。しかし、Bさんの行動も適切ではない。Bさんには、テレビは居室に一台の為、共用とするよう話し被せた布を外すよう注意する。又、両者には譲り合いながら生活するよう伝え、今後テレビの件で揉める事があればテレビを撤去する旨説明した。その後、二人からの訴えはなくなり、穏やかに過ごしている。